

循環型社会を目指し「富士河口湖町リユースセンター」がオープン

2月1日からサービス開始

ごみ問題が深刻化するなか、ごみの排出量を抑制すると同時に、資源の有効活用を図る循環型社会づくりの拠点施設の一つ、リユースセンターが12月1日にオープンしました。

当センターでは、家庭や事業所で要らなくなったものを“ごみ”として処理するのではなく、リユース(再使用)が可能なものを無料で引き取り、簡単な修理・洗浄を施し、欲しい人に低価格でおゆずりします。

みなさんの身の回りで乗らなくなった自転車、使わなくなった家具や家電製品、また、引き物や贈答品などの生活用品がございましたらお持ちください。

リユース商品をおゆずりできるのは、2月1日からとなりますが、思いがけない掘り出し物にめぐり合うかも知れません。

多くの皆様のご利用をお待ちしています。



ゆずり受けるもの(リユースが可能なもの)・・・

- ・自転車、机・椅子、家具類・ファンヒーター・ストーブ・扇風機・オーディオ製品・・・
 - ・タオル、毛布、シーツ類・イベントスタッフジャンパー・食器類(未使用なものに限る)・・・
- 修理することで使えそうなもの、まだ使えるが不用になったものがございましたらご相談ください。(但し、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは取り扱いません。)

利用が可能な時間・・・

月曜日から金曜日 午前9時～午後4時まで
土曜日 午前9時～午前11時まで
日曜、祝日は休みます。

お問い合わせはこちらまで

町役場 環境課 電話 72-3169 又は
町じん芥処理場(清掃事業所)
電話 76-7636 まで

廃棄物(ゴミ)の焼却禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、原則として廃棄物(ゴミ)の焼却を禁止しています。

家庭から出たゴミの焼却

解体した家屋の木くずの焼却

事業活動で出た紙くず・木くず等の焼却

霜害を防ぐための廃タイヤ等の焼却

農業でマルチングやビニールハウスに使用したビニール類の焼却

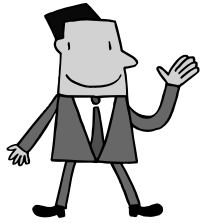
などは、燃やすものの多少にかかわらず禁止されています。

例外として

- ・廃棄物処理基準に従った焼却炉でのゴミの焼却(排ガス処理装置等を完備した焼却炉でのみ可能です。)
- ・災害の応急対策や復旧のため必要なゴミの焼却
- ・農業者が行う稲わら等、林業者が行う伐採した枝条等の焼却
- ・「どんと焼き」など風俗習慣上又は宗教上の行事を行うための焼却
- ・たき火、キャンプファイヤー、暖をとる為の薪などの焼却(いずれの場合でもビニール、プラスチックなどゴミを燃やすことは出来ません)等は除外されています。

また法律に違反して焼却を行った場合、3年以下の懲役若しくは300万円罰金という罰則があり、処罰の対象となることがあります。

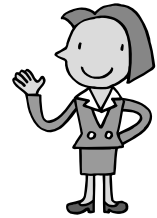
問い合わせ先:富士河口湖町環境課(電話 72-3169)又は吉田林務環境部環境課(電話 24-9036)



税務課からのお知らせ

町県民税の申告は期間内に

2月16日(水)～3月15日(火)



今年も、いよいよ確定申告と町県民税の申告の時期になりました。町では、下記日程により申告書の書き方の説明や受付を行います。

申告は、今年1月1日現在(賦課期日)本町に住所のあるすべての人が該当します。所得がなかった場合でも、国民健康保険に加入している人や、公的年金受給者は、国民健康保険税の軽減や年金受給資格の判定になりますので、期限内に申告をして下さい。

特に介護保険料(第一号被保険者)は、その世帯全体の所得が保険料判定の基準になっています。また、非課税証明書や所得証明書等の必要な人も発行資料となりますので申告しましょう。

平成17年度町県民税の申告(確定申告)受付日程表

(町で受け付けることのできる確定申告を含む。)

【受付時間：午前9時から午後4時まで(12時から1時を除く)】

今年も、申告期間中、平日申告に来られない人の利便のために、日曜日の2月27日及び3月6日の両日、町内全地区の方を対象に受付を行いますので、是非ともご利用ください。なお、日曜日に受け付けた所得税確定申告書の税務署の収受は、翌日以降となります。

| 地区 | 会場 | 受付日 | 対象地区・自治会・区会等 |
|----------|--------|--------|--------------------------------|
| 大石 | 大石出張所 | 2月16日水 | 中沢、上手、中村、下条 |
| | | 2月17日木 | 東村、後藤、湯口、ペンション村、松風台 |
| 河口 | 河口出張所 | 2月18日金 | 第一自治会、第二自治会、第三自治会 |
| | | 2月21日月 | 第四自治会、第五自治会、第六自治会 |
| 長浜・西湫嵐 | 足和田出張所 | 2月22日火 | 長浜、西湖、大嵐 |
| 勝山 | 中央公民館 | 2月23日水 | 県道下 |
| | | 2月24日木 | 県道上 |
| 小立 | 中央公民館 | 2月25日金 | 乳ヶ崎、西、河口湖ニュータウン |
| 全地区 | 中央公民館 | 2月27日日 | 平日に来られない方 |
| 全地区 | 中央公民館 | 2月28日月 | 土地・建物等の譲渡があった方 |
| 小立 | 中央公民館 | 3月1日火 | 林、久保、サンコーポラス河口湖 |
| | | 3月2日水 | 八丁屋、県営住宅河口湖小立団地 |
| 船津 | 中央公民館 | 3月3日木 | 揚町、浜町、若松町、上町、松場町、湖南町 |
| | | 3月4日金 | 本町二丁目、大池、七軒町一丁目～四丁目 |
| 全地区 | 中央公民館 | 3月6日日 | 平日に来られない方 |
| 船津 浅川 | 中央公民館 | 3月7日月 | 南台、七軒町中、富士見町 |
| | | 3月8日火 | 市道町、本町、高尾町 |
| | | 3月9日水 | 上の段下、上の段中、上の段上 |
| | | 3月10日木 | 高尾南町、富士見タウン、河口湖通一丁目～二丁目、船津待機宿舎 |
| | | 3月11日金 | 大久保、宮森、浅川、県営住宅(船津)町営住宅、赤坂 |
| 全地区 | 中央公民館 | 3月14日月 | 指定日に申告できない方 |
| | | 3月15日火 | |

当該受付期間中に申告しないと、いろいろな控除が認められないばかりか、税務担当の調査により所得が決定されます。また、各種証明の発行ができませんので注意しましょう。

町県民税の申告をしなければならない人

1. 給与所得者の場合

通常は、事業所から給与支払報告書の提出があり、申告の必要はありませんが、次のいずれかに該当する人は申告してください。

- 1) 給与所得のみでなく、他に副収入（地代、家賃、報酬）があった人
- 2) 外注工賃の支払いを受けた人
- 3) 一定のところに勤務していない人、または、日雇いやアルバイトなどにより勤務先から給与支払報告書の提出がない人
- 4) 雑損失、寄付金、医療費控除の適用を受けようとする人

2. その他の人

- 1) 昨年中に営業、農業、不動産、配当、報酬などの給与や年金以外の収入があった人
- 2) 年金収入がある人で、社会保険料控除や配偶者特別控除など各種控除を受けようとする人
- 3) 専従者控除の適用を受けようとする人
- 4) 純損失、雑損失の適用を受けようとする人

確定申告をしなければならない人

- 1) 給与収入等の金額が、2,000万円を超える人
- 2) 2ヶ所以上からの給与の支払いを受け、年末調整を受けていない人
- 3) 給与所得者で、給与所得以外の副収入の金額が20万円を超える人
- 4) 個人事業者（事業所得、不動産所得）で、所得税納付税額がある人
- 5) 家事使用人などで、給与から所得税の源泉徴収がされていない人
- 6) 同族会社の役員や親族などで、その会社からの給与の他に、利子、賃借料などの支払いを受けている人

- 7) 不動産を売却した人
- 8) 退職金の支払いを受ける際、『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収された人で、源泉徴収税額が正規の税額より少ない人
- 9) 医療費控除、住宅借入金等特別控除等の適用を受けようとする人
- 10) 給与等の源泉徴収につき災害減免法の適用を受けている人

町県民税の申告をする必要のない人

- 1) 所得税の確定申告をした人（青色、白色専従者を除く）
- 2) 給与所得者で勤務先から役場へ給与支払い報告書の提出がしてあり他の収入の無い人

申告時に持参するもの

- 1) 印鑑
- 2) 事業所得者・不動産所得者は、平成16年中の収入・経費のわかる書類、帳簿等
- 3) 給与所得の源泉徴収票（給与所得のある方のみ）
- 4) 生命保険料、損害保険料及び医療費等の支払い証明書や領収書
- 5) 国民健康保険税や国民年金保険料・介護保険料の支払額のわかるもの
- 6) 大学生、障害者の方は、内容がわかる書類（学生証、手帳等）
- 7) 還付申告の方は、申告者の金融機関振込先のわかるもの
領収書等は事前に集計しておきましょう。過去の申告書がある場合は持参して下さい。

大月税務署からのお知らせ

0554-22-3153

確定申告は自分で書いて早めに提出しましょう。期限間際になりますと、税務署の窓口が大変混雑しますので、ゆとりをもって早めに申告しましょう。

所得税の申告と納税は、2月16日（水）～3月15日（火）です。

なお、還付申告は2月15日以前でも受け付けております。

贈与税の申告と納税は2月1日（火）から3月15日（火）です。

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は3月31日（木）までです。

（ただし、いずれも大月税務署では土曜・日曜・祝日は執務を行っておりません。）

年金受給者のための申告指導会

日時 1月31日（月）午前10時～12時
場所 富士河口湖町中央公民館

所得税・事業税・住民税の共同説明会

日時 1月31日（月）午後1時～3時30分
場所 富士河口湖町中央公民館

税理士による無料申告相談

日時 2月16日（水）
午前10時～午後3時
（12時～13時を除く）
場所 富士河口湖町中央公民館

税理士会では、小規模事業者のための無料申告相談を行います。事業所得300万円程度の白色事業所得者の方が対象となりますが、年金受給者の方及び給与所得者の方の還付申告の相談も行います。おいでいただく際には、計算器具 筆記用具等をご持参ください。

食事療法とは...

それまでの食事の偏りを改め健康的な食事に変えることが目的です。
この療法は糖尿病でない人が生活習慣病を予防し長生きするための健康食としても効果的です。
この療法により具体的に次の効果があります。

- その人一人一人にあったエネルギーにできること
- 栄養のバランスのとれた食事に切り替えることができること
- 薬も飲まずお金もかからない

この療法は頭で理解していても実行しなければ意味がありません、
続けてこそ効果があります。それには、コントロールのよい状態がいかに快適かを実感することです。



食事療法のコツ

- 自分の体の必要なエネルギー量を知る。(標準体重×作業強度=指示エネルギー)
- 必要な栄養素を知る。(たんぱく質・炭水化物・脂質・野菜果物)
- 偏りなくバランスを考える。(栄養素からもれなく取り込む)
- 楽しい食事に変化をつける。(交換ルールを身につける)
- 自分の食事をチェックする。(食べたものを全部、表に書き込む)

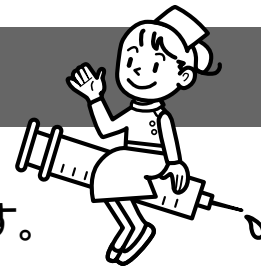


食事療法の
効果を高める
アドバイス

- ゆっくりとよく噛めば、腹八分でも満足感が得られます。
- 血糖の急激な上昇を避けてくれる食物繊維もたっぷり。
- 6つの菜から海苔などれば、30以上の食品がとれて理想的。
- 間食のエネルギーも忘れず計測に入れましょう。
- 魚肝油(EPA)は動脈硬化を防ぎます。魚も食べるようにしましょう。
- 迷信や民間療法よりも自分の食事療法を信じましょう。

乳幼児の BCG 予防接種についてお知らせ

平成17年4月1日から結核予防法が一部改正され、
乳幼児の BCG 予防接種の対象年齢と接種方法が変わります。



| | 改正前 | 改正後 |
|------|-----------------------------------|------------------|
| 対象年齢 | ・生後3ヶ月～4歳未満 | 出生直後～生後6ヶ月に達するまで |
| 接種方法 | ・ツベルクリン反応検査 ・ツベルクリン反応判定及びBCG接種 | BCG接種を直接実施 |

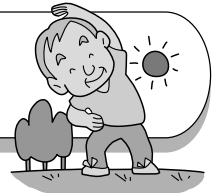
町では、結核予防法の一部改正に伴い改正前の対象者(生後3ヶ月～4歳未満)の中で受けていない子どもを対象に、ツベルクリン反応検査・BCG接種を下記の予定で実施します。

なお、改正後は、接種期間を過ぎた生後6ヶ月以上のお子さんは、対象外となり、自己負担で接種して頂くこととなります。

そのため、受けていないお子さんは、下記の日程でお受けになることをおすすめします。

| 集団予防接種 | | ツベルクリン検査 | ツベルクリン反応判定・BCG接種 |
|--------|------------------|---------------|------------------|
| 受付時間 | 午後1時30分～2時(時間厳守) | 平成17年2月16日(水) | 平成17年2月18日(金) |
| 実施場所 | 富士河口湖町勝山ふれあいセンター | 平成17年3月16日(水) | 平成17年3月18日(金) |

老人医療費助成金支給制度からのお知らせ



一定の年齢にある高齢の方が医療を受けたときの自己負担額に関する助成制度について、来年度から対象となる要件が次のように変わります。

平成17年3月31日まで ＜現行制度＞

町内に住所のある方で医療保険に加入している方のうち、
68・69歳の方
65～6歳のひとりぐらしの方
(町内に 1 等以上の血族及び配偶者のいない方)で、所得が一定の基準額以下の方。
(老人保健で医療を受けられる方は除きます。)



平成17年4月1日から ＜新制度＞

町内に住所のある方で医療保険に加入している方のうち、68・69歳の方で、同じ世帯の全員が町民税非課税の方
(老人保健で医療を受けられる方は除きます。)
ただし、平成17年3月31日までに対象者と認められ受給者証の交付を受けた方については、現行制度の要件を満たしている間は、70歳まで助成を受けることができます。



助成の内容についてはこれまでと変更ありません。
受給者証の交付申請や助成金の請求等、窓口で受け付けております。

お問合せ先 保険課・国保・老人保健係 72 - 6026

平成17年4月1日から

里道・水路(旧法定外公共物)の管理者が変わります

道路・水路としての機能を失ったもの

道路・水路の機能を有している法定外公共物は、富士河口湖町の管理となります。

法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして「里道」「水路」があります。これら法定外公共物のうち機能を喪失しているものについては、平成17年4月1日以降各財務局に引き継がれることになりました。

財務省
(財務局・財務事務所・出張所)の管理となります。

境界確定や売払申請等は、直接財務局で行うことになります。
なお、公図・現況等では財産管理者が明確でないため、まず町役場にて確認してください。

照会先

関東財務局甲府財務事務所管財課
TEL 055 - 253 - 2261